

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 28(オ)875	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	土地賃借権確認請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 30 年 9 月 23 日	原審裁判年月日	昭和 28 年 7 月 29 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 9 卷 10 号 1350 頁		

判示事項	建物保護に関する法律により賃借権をもつて第三者に対抗し得る土地の範囲
裁判要旨	一筆の土地全部の賃借人が地上に登記のある建物を所有するにいたつたときは、その後右土地が分筆され、建物の存在しない部分につき所有権を取得した者がある場合においても、これに対し賃借権を対抗することができる。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告理由について。 分筆前の宅地の全部につき借地権、一しかもその宅地の上に、登記ある建物を所有することによって第三者に対抗し得べき借地権一をもつていた被上告人は、その後分筆された右宅地の一部一右建物の存在しない部分一の所有権を取得した上告人に対しても、右借地権を対抗し得るものとした原判決の判断は正当であつて論旨は理由がない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 栗山茂 裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 谷村唯一郎 裁判官 池田克)	

※参考：判例タイムズ 52 号 45 頁、ジュリスト 94 号 50 頁